



三重県公報

令和2年10月13日 (火)

第 149 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
667	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
668	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
669	証紙の販売所の名称を変更した旨の届出	(出納局)	2
670	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(同)	2
671	証紙の販売所の所在地を変更した旨の届出	(同)	3
公 告			
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	3
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐる」についての変更	(水産資源管理課)	3
	都市計画の変更案の縦覧	(都市政策課)	4
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
	都市計画の図書の写しの縦覧	(同)	9
	同件	(同)	9
	建築基準法の規定による道路の指定及び関係図書の縦覧	(建築開発課)	9
特定調達公告			
	落札者を決定した旨	(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)	9

告 示

三重県告示第 667 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 2 年 10 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	健やか薬局 津駅西口店	津市大谷町 254 エンデバービル 2 階		薬局	令和 2 年 10 月 1 日
薬局	スギ薬局 津港町店	津市港町 17 番 22 号		薬局	令和 2 年 10 月 1 日

三重県告示第 668 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 2 年 10 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 登録年月日及び登録番号
平成 15 年 6 月 27 日 第 18 号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊賀ふるさと農業協同組合	代表理事組合長 北川 俊一	伊賀市平野西町 1 番 1

- 変更内容
農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
井上 大輔	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2425314

三重県告示第 669 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の名称を次のとおり変更した旨の届出がありました。

令和 2 年 10 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称		変更年月日
	旧	新	
伊賀ふるさと農業協同組合	阿山支店（河合ふれあい店）	阿山支店	令和 2 年 9 月 28 日
	阿山支店玉滝ふれあい店	阿山支店玉滝	

三重県告示第 670 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 2 年 10 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	

株式会社 百五銀行	椋本支店	津市芸濃町椋本 762 番地 の 2	津市芸濃町椋本 2661 番 6	令和 2 年 11 月 16 日
--------------	------	-----------------------	------------------	------------------

三重県告示第 671 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更した旨の届出がありました。

令和 2 年 10 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
伊賀ふるさと農業協同組合	阿山支店	伊賀市馬場 93 番地の 1	伊賀市川合 3455 番地	令和 2 年 9 月 28 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、古田井土地改良区（松阪市嬉野新屋庄町 387 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 2 年 10 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 8 項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第 1 の別に定める「くろまぐろ」についてを次のとおり変更しましたので、同条第 10 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき公表します。

令和 2 年 10 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

変更前

第 2 くろまぐろの漁獲可能量について三重県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	45.8 トン	うち 15.6 トンを留保する。
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	39.6 トン	うち 21.4 トンを留保する。

(注 1) 知事管理量のうち、留保する量（以下「留保枠」という。）については、くろまぐろの来遊状況に応じて知事が、関係する漁業協同組合の合意のもと第 3 に定める採捕の種類ごとに配分し、上表の留保枠は変更された数量を反映した量に変更する。

(注 2) 農林水産大臣により本県の知事管理量に変更され、増量する場合は、追加分は一旦留保枠に加え、上表の留保枠は変更された数量を反映した量に変更する。

(注 3) 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超越おそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚の知事管理量は、公表時点における本県の小型魚又は大型魚の採捕の数量と同等に変更されることとなる。

第 3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 本県の採捕の種類別の数量は、下表のとおりとする。

(1) 小型魚

採捕の種類	数量
定置漁業	10.4 トン
中型まき網漁業	8.6 トン
養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業	4.5 トン
その他漁業	6.7 トン

(2) 大型魚

採捕の種類	数量
定置漁業	13.1 トン
その他漁業	5.1 トン

(注 1) 「定置漁業」とは、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 6 条第 3 項に規定する定置漁業及び同条第 5 項第 2 号に規定する第 2 種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）をいう。

(注 2) 「中型まき網漁業」とは漁業法第 66 条第 2 項に規定する中型まき網漁業をいう。

(注 3) 「養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業」は漁期が短いため、当該漁業の漁期終了後に(1)で定められた数量の余りがある場合は、その数量を県の留保枠に加えるものとし、第 2 で定めた留保枠の数量は変更された数量を反映した量に変更する。

変更後

第 2 くろまぐろの漁獲可能量について三重県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	45.8 トン	うち 10.9 トンを留保する。
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	39.6 トン	うち 21.4 トンを留保する。

(注 1) 知事管理量のうち、留保する量（以下「留保枠」という。）については、くろまぐろの来遊状況に応じて知事が、関係する漁業協同組合の合意のもと第 3 に定める採捕の種類ごとに配分し、上表の留保枠は変更された数量を反映した量に変更する。

(注 2) 農林水産大臣により本県の知事管理量の変更され、増量する場合は、追加分は一旦留保枠に加え、上表の留保枠は変更された数量を反映した量に変更する。

(注 3) 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚の知事管理量は、公表時点における本県の小型魚又は大型魚の採捕の数量と同等に変更されることとなる。

第 3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 本県の採捕の種類別の数量は、下表のとおりとする。

(1) 小型魚

採捕の種類	数量
定置漁業	15.1 トン
中型まき網漁業	8.6 トン
養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業	4.5 トン
その他漁業	6.7 トン

(2) 大型魚

採捕の種類	数量
定置漁業	13.1 トン
その他漁業	5.1 トン

(注 1) 「定置漁業」とは、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 6 条第 3 項に規定する定置漁業及び同条第 5 項第 2 号に規定する第 2 種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）をいう。

(注 2) 「中型まき網漁業」とは漁業法第 66 条第 2 項に規定する中型まき網漁業をいう。

(注 3) 「養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業」は漁期が短いため、当該漁業の漁期終了後に(1)で定められた数量の余りがある場合は、その数量を県の留保枠に加えるものとし、第 2 で定めた留保枠の数量は変更された数量を反映した量に変更する。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和2年10月13日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画及び安濃都市計画下水道
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課及び津市都市計画部都市政策課
- 4 縦覧期間
令和2年10月13日から同月27日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和2年10月13日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 都市計画の種類
四日市都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課、四日市市都市整備部都市計画課、菰野町都市整備課、朝日町企画情報課、川越町企画情報課及び鈴鹿市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和2年10月13日から同月27日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和2年10月13日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 都市計画の種類及び名称
松阪都市計画区域区分（船江・大塚町地区、天花寺テクノランド地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課及び松阪市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和2年10月13日から同月27日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和2年10月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課、桑名市都市整備部都市整備課、いなべ市都市整備部都市整備課、木曾岬町総務政策課及び東員町建設課
- 4 縦覧期間
令和2年10月13日から同月27日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和2年10月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
四日市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課、四日市市都市整備部都市計画課、菰野町都市整備課、朝日町企画情報課、川越町企画情報課及び鈴鹿市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和2年10月13日から同月27日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和2年10月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
鈴鹿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課及び鈴鹿市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和2年10月13日から同月27日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和2年10月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
いなべ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課及びいなべ市都市整備部都市整備課
- 4 縦覧期間
令和2年10月13日から同月27日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和2年10月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
亀山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課、亀山市産業建設部都市整備課及び津市都市計画部都市政策課
- 4 縦覧期間
令和2年10月13日から同月27日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和2年10月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課及び津市都市計画部都市政策課
- 4 縦覧期間
令和2年10月13日から同月27日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和2年10月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称

松阪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課及び松阪市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和2年10月13日から同月27日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和2年10月13日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 都市計画の種類及び名称
安濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課及び津市都市計画部都市政策課
- 4 縦覧期間
令和2年10月13日から同月27日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和2年10月13日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 都市計画の種類及び名称
多気都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課及び多気町建設課
- 4 縦覧期間
令和2年10月13日から同月27日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和2年10月13日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 都市計画の種類及び名称
明和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課及び明和町まちづくり戦略課
- 4 縦覧期間
令和2年10月13日から同月27日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和2年10月13日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画学校
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和2年10月13日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県尾鷲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和2年10月13日

三重県知事 鈴木英敬

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令和2年 9月29日	株式会社 アサヒ住宅 代表取締役 山下 雅史	尾鷲市南陽町9-37	尾鷲市中村町373-8	A	6.0	48.8

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和2年10月13日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 特定役務の名称 令和2年度 環境修復事業 第205-2分0001号
桑名市源十郎新田事案後期対策工事
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム
- 3 落札者決定日 令和2年9月2日

- | | | |
|---|-------|----------------------------------------------------------------|
| 4 | 落札者 | 三重県津市羽所町 375
清水・水谷・天元特定建設工事共同企業体
清水建設株式会社 三重営業所 所長 齋藤 直樹 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 2,307,010,000 円
契約金額 2,537,711,000 円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札（施工体制確認型総合評価方式） |
| 7 | 入札公告日 | 令和2年6月30日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
